

都営下馬アパート周辺地区 街づくりニュース

第15号
平成28年6月
世田谷区世田谷総合支所
街づくり課

このお知らせは、地区計画等の区域、(太子堂一丁目全域、下馬一丁目の一部(28~44番)、下馬二丁目の一部(1~16番、19~44番)、三軒茶屋一丁目の一部(5~7番))に居住の方、及び、土地・建物の所有者の方にお届けしています。

街づくり懇談会を開催します

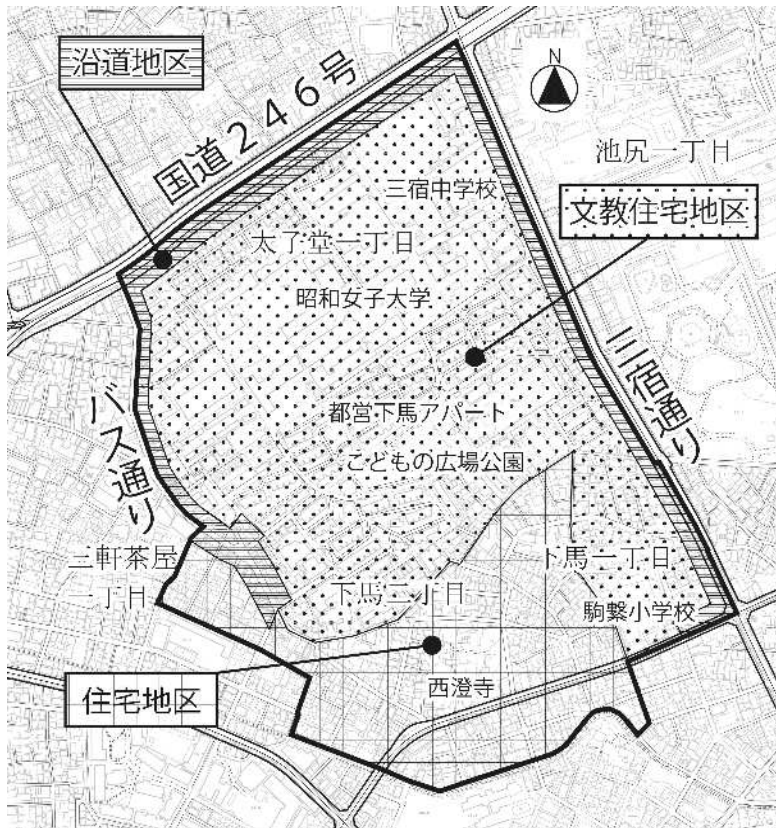
現在世田谷区では、区全域の第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域以外の住居系用途地域等における「建築物の高さ及び敷地面積に関するルールの見直しの基本的考え方」の検討を行っています。

つきましては、この検討状況の報告と、都営下馬アパート周辺地区の建築物の高さの考え方についての意見交換をさせていただくため、街づくり懇談会を開催いたします。是非ご参加ください。

日時	街づくり懇談会会場案内図
平成28年6月22日(水) 午後 7時~ 8時30分	 <p>三軒茶屋駅へ 国道246号</p> <p>バス通り</p> <p>三軒茶屋 中学校</p> <p>昭和女子大学</p> <p>池尻 小学校</p> <p>都営下馬アパート</p> <p>こどもの広場公園</p> <p>世田谷公園</p> <p>下馬 すすがけ公園</p> <p>三宿通り</p> <p>中里 小学校</p> <p>世田谷 下馬2郵便局</p> <p>世田谷 観音 交差点</p> <p>西澄寺</p> <p>駒留 中学校</p> <p>駒留 神社</p> <p>駒繫 小学校</p> <p>下馬1 交差点</p> <p>会場</p>
会場 右図参照	
駒繫小学校・2階視聴覚室 (下馬1-42-12)	
内容	
1) 当地区のこれまでの取り組みについて 2) 区全域における建築物の高さに関するルールの見直しの検討状況について 3) 当地区における建築物の高さの考え方について(意見交換)	

区全域における建築物の高さに関するルールの見直しの検討状況と、地区計画における建築物の高さの考え方について

地区計画等で定められた地区の区分図



世田谷区では、現在、区全域における建築物の高さに関するルールの見直しの基本的考え方の検討を行っています。

本地区においては、地区計画区域を対象に、その新たな考え方との整合を図るための検討を引き続き行ってまいります。

今回の街づくり懇談会では、区全域における建築物の高さに関するルールの見直しの検討状況の報告と、本地区における建築物の高さの考え方についての意見交換をさせて頂きたいと考えております。

本地区における現在の「高度地区」と「地区計画」で定められた建築物等の高さの最高限度に関する制限の数値は以下のとおりです。

< 高度地区 > 45 m

< 地区計画 > 25 m (住宅地区・文教住宅地区) 文教住宅地区には壁面後退を行った際の緩和措置あり。

お詫びと訂正

平成28年1月に「街づくりニュース14号」と共に配布致しました、「都営下馬アパート周辺地区地区計画等のパンフレット」の表記に誤りがありました。パンフレット5ページの表の最上段の「文教住宅地区」と「住宅地区」の背景の色が逆となっております。ここに記して訂正し、お詫び致します。

お問い合わせ先

世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課 担当：二見^{ふたみ}、高澤^{たかさわ}、伊藤^{いとう}、北崎^{きたさき}
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-22-33 (第3庁舎2階24番窓口)
電話：03-5432-2872 (直通) FAX：03-5432-3055

今回やこれまでの街づくりの取り組みは、世田谷区のホームページで公開しています。

ホームページ <http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/120/345/346/d00034724.html>

下馬 街づくりの取り組み